

第六十五回 帝國議會 貴族院 昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ特別委員會會議事速記録第二號 充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

昭和九年三月十三日(火曜日)午前十時十分分開會

○委員長(侯爵松平康昌君) 前回ニ引續キマシテ委員會ヲ開會イタシマス

○子爵舟橋清賢君 前回ニ於テ陸軍當局ニ滿洲事件行賞、資金ノ件ニ關シマシテ軍人及ビ軍屬外ノ人ノ行賞ノコトニ關聯シテ滿鐵社員ノ滿洲事件ニ於ケル犠牲者ノ數ノコトニ付テ伺ヒマシタノデスカ、先ヅ其御答辯ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(大内球三郎君) 其件ハ只今電報デ照會中デ返事ガ來マシタカラ、調べテ置キマスカラ、今暫ク御待チテ願ヒマス

○子爵舟橋清賢君 只今御調査中ト云フ御答辯デアリマシタガ、從來ノ例ニ依リマスト、大體軍人軍屬外ノ事件關係者ハ陸軍當局ニ於テ行賞ノ豫算ニ含マレルト云フコトヲ承知シテ居リマスカ、滿鐵社員ノミノコトニ關スルノデハアリマセヌガ、滿鐵社員ヲ例トシテ御伺ヒシテ居ルノデアリマスカ、數ハ只今御調査中デ明確デナイト云フコトデアリマスカ、滿鐵社員ハ陸軍ノ方ノ行賞豫算ニ入ッテ居リマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(大内球三郎君) 今ノ御尋ネハ滿鐵社員ノ行賞ガ陸軍ノ豫算ニ入ッテ居ルカト云フ御尋ネデアリマスカ、包含シテ居リマスコザイマス

○子爵舟橋清賢君 是ハ或ハ御答辯ガ出來難イカトモ思ヒマスルガ、若シ御差支ナイ範圍デ仰シヤッテ戴キタイ、滿鐵ノ社員及ビ軍人軍屬外ノ人ミノ陸軍關係ノ行賞ハドウ云フ程度デオヤリニナリマスカ、或ハ從軍記章ヲヤルトカ、或ハ徽章ヲヤルトカ、或ハ賜金ヲ與ヘルトカ、大體ノ御方針ガ決ッテ居ルノデハナイカト思ヒマスガ……

○政府委員(大内球三郎君) 具體的ニ申上ゲマスコトハ出來マセヌガ、大體此滿鐵社員ノ方面ニ付キマシテモ、矢張り外ノ軍人軍屬ト均衡ヲ取ルヤウニ、關東軍及ビ滿鐵ノ方ト能ク聯絡イタシマシテ、其點ハ普通ノ軍屬ニ於テモ、滿鐵社員ニ於キマシテモ、均衡ヲ得ルヤウニ詮衡セラレルコトニナッテ居リマス

○子爵舟橋清賢君 只今ノ御答辯デ大體了解イタシマシタガ、滿鐵社員及ビ軍部、軍人軍屬外ノ人デ、サウ云フ犠牲者ノ家族ノ慰藉ハ、軍部ニ於テ御考慮ニナッテ居ルノデ

アリマスカ、或ハ關係ノ會社、例ヘバ滿鐵ニ於テ本人ハ免ニ角トシテ、遺族ノ給與等ノコトハ陸軍トシテ御關係ニナラヌト云フ御方針デアアルノデスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(大内球三郎君) 陸軍ノ取扱ッテ居ルノハ行賞デアリマシテ、家族ノ救恤的ノ意味ノ諸給與ニ關シマシテハ、會社ナリ或ハ主務省ナリデ考慮サレテ居ルコトト思ヒマス、陸軍ト致シマシテハ、單ニ行賞關係デアリマス

○子爵舟橋清賢君 滿鐵社員ノミニ限ラヌノデアリマスカ、主トシテ滿鐵社員ニ付テ希望ヲ申上ゲル次第デアリマスカ、今回ノ恩賞ハ所謂大權ノ發動ニ依ル恩賞デアリマシテ、其程度ノ如何ニ拘ラズ、本人ニ取ッテハ非常ナ名譽デアアルノデアリマスカ、一會社、一事業團體ノ犠牲者ニ對スル救恤賞與、サウ云フモノト決シテ比較スルコトノ出來ナイ恩典デアアルノデアリマスカラシテ、殊ニ滿鐵社員ノ例ヲ申述ベマスレバ、柳條溝ニ於ケル鐵道爆破當初以來今日ニ至ルマデ、軍部ノ或ハ手トナリ、足トナリ、或ハ後方ノ勤務ニ、輸送勤務ニ致シマシタ所デ、殆ド軍部ト一體ヲ成シテ、今日マデ滿洲國

ノ建設、我國防生命線ノ擁護ト云フコトニ當ッテ居ルノデアリマスカラシテ、ドウカ過日前回ニ於テ綾小路子爵ノ御希望モアリマシタ通り、十分ニ廣イ範圍デ、單ニ社員ニ限ラズ、滿鐵従業員ニ致シマシタ所デ、又是等ニ準ズル軍人軍屬外ノ人ミニ對シマシテモ、誠ニ空前ノ事件ニ關スル尊イ犠牲者デアリマスルカラシテ、十分ノ恩賞ヲ與ヘルヤウ、此處ニ希望ヲ申上ゲテ置キマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 御質問ゴザイマセヌカ

○佐々木八十八君 陸軍ノ方ニ御伺ヒシタイノデスカ、行賞ニ付テハ在郷軍人會モ與ッテ居リマスカ、如何デスカ

○政府委員(大内球三郎君) 在郷軍人ノ方モ功績アル者ハ包含シテ居リマス

○佐々木八十八君 私ハ一在郷軍人會ノ分會長カラチヨット聞イタノデスカ、在郷軍人會員ナルモノハ能ク出征將士ノ送迎其他ニ付テ容易ナラヌ努力ヲシテ居ラレルノデアリマスカ、其斡旋勞務ニ關シマスカ、在郷軍人會員ハ比較的生活ニ於テ餘裕ノアル人ガ擔當シテ居ルヤウニ聞イテ居ルノデアリマス、尤モ生活ニ脅威ヲ受ケテ居ルヤウナ人

ハ斯様ナ勞務、斡旋ヲ取ラウト思フテモ取
ルコトガ出來ナイ、ソレハ他ノ斡旋ヲシテ
居ラレマス軍人會員カラ見マシテソレヲ怪
ミモ致シテ居リマセズ、咎メモシテ居ナイ
ノデアリマス、寧ロサウ云フ方ニ同情ヲ持ッ
テ居ルノデアリマス、故ニ在郷軍人會ニ於
テ能ク銃後ノ勞務斡旋ヲ取ラレタ人ミハ、
先キニ申上ゲマシタ通り生活ノ餘裕ノアル
人デアリマスガ故ニ、若シ行賞ニ於テ賜金、
或ハ下賜物ヲ交付スルト云フヤウナコトヨ
リカ、寧ロソレ等ノ人ハ叙位叙勳ト云フヤ
ウナコトヲ望ンデ居ルモノデナイカ知ラト
思フノデアリマス、ソレハ或ハ陸軍ニ於テ
モ從來ノ御規定モゴザイマセウケレドモ、
只今申シマス通り、金品ヨリカ寧ロ功勞章
ノヤウナモノガ宜クハナイカト思フノデア
リマス、或ハ軍事功勞章ノヤウナモノヲ彼
ノ人ミガ欲スルノデハナカラウカト思フノ
デアリマス、假令位階ノ低イモノデモ正八
位ノモノデモ叙セラレタナラバ彼ノ人ミハ
大イニ満足スルドラウト思ヒマス、只今モ
御話ガアツタ通り、先キノ議會ニ於テ荒木
陸軍大臣ガ此事變ハ國防ノ見地及ビ生命線
ノ擁護ト云フコトカラ見テ、西比利亞派兵、
濟南事變ト日ヲ同ジウシテ論ズルコトガ出
來ナイノデアアル、寧ロ日獨戰爭以上ノ重大

性ガアルト思フノデアアルト云フコトヲ陸軍
大臣ガ述ベラレタヤウニ記憶シテ居ルノデ
アリマス、殊ニ今回ノ事變ハ銃後ニ於ケル
國民ノ協力一致ト云フモノハ未曾有ノコト
ドラウト思フノデアリマス、故ニ日露戰役
或ハ日獨戰役以上ニ、ヨリ多ク厚ク行賞ヲ
セラレマシタナラバ、彼ノ人ミモ大イニ満
足スルドラウト思フノデアリマス、而シテ
私共ハ斯様ナ意見ヲ申上ゲテ此法律案ヲ贊
成スルモノデアリマス

○政府委員(大内球三郎君) 滿鐵關係者ノ
犧牲者ノ人ミノ調べガゴザイマスカラ、御
答ヘ致シマス、今回ノ事變ニ於ケル滿鐵關
係者ノ戰死傷者ノ調べデアリマスルガ、社
員ノ中デ戰死シマシタモノガ四十七名、負
傷イタシマシタモノガ二百六十四名、是ハ
社員デアリマス、デ家族ノ方ハ戰死ノ方ハ
審カデアリマセヌ、負傷者ガ十名内外アル
ラシイ、デ社員外ノ從業者ガ、是モ相當ア
ルデアリマセウケレドモ、是ハマダ審カニ
分リマセヌ、分リマシタラ御答ヘ致シマス

○子爵丹橋清賢君 只今ノ御答辯デ大體判
明イタシマシタガ、私ハ滿鐵社員ト云フノ
ハ所謂關係者、サウ云フ廣イ意味デ申上ゲ
タノデ、從業員モ勿論社員ニ準ジテ御取扱
ニナルノデハナイカト考ヘテ、御質問申上

ゲタノデアリマス、例ヘバ從業員ト申シマ
シテモ、滿鐵ノ機關士トカ、或ハ乗務員ト
カ、サウ云フ人達ガ或ハ軍用列車ニ搭乘ス
ルトカ、色ミノコトデ、非常ニ多數ノ犧牲
者モ出テ居ルト云フコトヲ承知シテ居リマ
スノデ、伺フヤウナ次第デアリマスガ、從
業員ト社員トハ軍務上ニ於テ區別シテ出
デニナリマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(大内球三郎君) 此行賞ノ方ハ
別ニ區別シテ居リマセヌデ、矢張り從業員
モ社員モ同様ニ功績アル者ハ相當均衡ヲ得
テ取扱フコトニ致シマシタ、唯昨日御要求
ニナリマシタ犧牲者ノ調べガ、マダ社員外
ノ方ハ能ク分ッテ居リマセヌ、甚ダ遺憾デア
リマスガ……

○子爵丹橋清賢君 今一點伺ヒタイノデス
ガ、今回ノ滿洲事件ノ行賞ト云フコトハ、
滿洲帝國成立ト云フコトトモ關聯シテ、第
一回ヲ御執行ニナルノドラウト思ヒマス
ガ、滿洲事件ト云フモノハ今回デ終了シタ
モノデナイヤウニ思ヒマスノデ、將來モ矢
張り滿洲事件ニ於ケル犧牲者ハ、第二回或
ハ其後ニ於ケル犧牲者モ、更ニ行賞爲サル
御方針デアリマスカ、或ハ是ハ大權事項デ
分ラヌト云フ御答辯ニナルカト思ヒマス
ガ、若シ御答辯ガ出來マシタナラバ承リタ

イト思ヒマス

○政府委員(大内球三郎君) 將來ノコトニ付
キマシテハ、無論今回ノ豫算デ繰合シタ範圍
ノ程度デアリマスレバ、別ニ更ニ行賞豫算ト云
フヤウナモノハ要求スル必要ハナイカト思ッテ
居リマス、又將來ノ問題デ、其時代ニモ依
リマスシ、無論將來相當ノ犧牲者ガ出來ル
ト云フコトデアリマスレバ、自然更ニ御協
賛ヲ願フト云フヤウナ、豫算ノ御協賛ヲ願
フト云フヤウナコトニナラウト思ヒマス、
別ニ將來ノコトハ……、唯ソレダケ申上ゲ
テ置キマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 外ニ御質問ガ
ゴザイマセヌカ……、外ニ御質問ガゴザイ
マセヌケレバ、大體當初假ニ定メマシタ一、
二、三、此順序ニ依リマスル三案ノ質問ヲ、
假ニ終ッタト認メテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 左様ニ認メマ
シテ大藏省預金部特別會計法中改正法律
案、之ニ付テマダ質問ヲ致シマセヌノデ、
之ニ付テ是カラ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス

○佐々木八十八君 大藏省ノ當局ニ御尋ネ
致シマスルガ、此預金部ノ廳舎ハドチラノ
方面ニ御建築ニナルノデアリマスカ、所在

地ヲ伺ヒタイ

○政府委員(荒川昌二君) 今度、先達天津

島政府委員カラ御説明申上デマシタ通り、

大藏省ノ合同廳舎ガ此中央官衙建築ノ一部

ト致シマシテ、九年度カラ約五箇年計畫デ、

總額六百四十萬圓ヲ投ジテ建築セラルル豫

定デゴザイマス、其敷地ハ大體露西亞大使

館跡ガ、未ダ終局ニ於キマシテ決定ハ致シ

マセヌケレドモ、此豫算ガ御協賛ヲ得マス

ト、早速準備ニ取掛ルコトニナツテ居リマス、

ソレデ此預金部ノ廳舎ト致シマシテ獨立ニ

建ツノデハゴザイマセヌ、大藏省ノ一部ト

シテ預金部ガソレヲ使ヒマシテ、預金部特

別會計ニ於キマシテ五十五萬圓ノ負擔ヲス

ル、斯ウ云フコトニ相成ツテ居リマス

○佐々木八十八君 モウ一ツ御尋ネ致シマ

スガ、ソレハ何ニデゴザイマスカ、大藏省

ノ其一部、或ハ一室ト云フモノヲ豫金部ニ

御充テニナリマスカ、別ノ棟ヲ離レタ建築

デハナイノデゴザイマスカ

○政府委員(荒川昌二君) 御話ノ通り合同

廳舎ノ一部ニ預金部ガ入ルノデゴザイマス、

預金部ノ人達ガ入リマシテ、大藏省ノ一部

トシテ其所ニ働クト云フコトニ相成ルノデ

ゴザイマス

○佐々木八十八君 ソレデハ大藏省ノ廳舎

ノマア補助ト云フ具合ニナルノデゴザイマ
スカ

○政府委員(荒川昌二君) 是ハ御承知ノ通

リ預金部ハ特別會計デゴザイマシテ、簡易

生命保險ノ特別會計ト同ジヤウニ、其特別

會計ノ負擔ニ於キマシテ其營繕ヲスルコト

ガ出來ルト云フヤウナ今度立前ニ致シタノ

デアリマス、ソコデ若シ預金部ガ大藏省ト

獨立シテ廳舎ヲ持ツト云フコトニナリマス

ト、預金部特別會計ノ負擔ニ於キマシテ營

繕ヲスルト云フコトニ相成ルノデアリマス、

所ガ事務ノ便宜カラ申シマシテ、預金部ハ

現在デハ大藏省ノ一部ノ「ブラック」ノ中ニ

入ツテ居リマスルケレドモ、將來合同廳舎ガ

出來マスト其所ニ全部入リマシテ、サウシ

テ一緒ニ仕事ヲスルスウ云フコトニ相成ル

ノデゴザイマス

○佐々木八十八君 能ク分リマシタ

○委員長(侯爵松平康昌君) 他ニ御質問ハ

ゴザイマセスカ……大藏省豫金部特別會計

法中改正法律案ニ付テ、御質問ナイモノト

認メテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 念ノ爲ニ伺ヒ

マスガ、當委員會ニ付託ニナツテ居リマス

ル四ツノ法案ニ付テ、御質問ゴザイマセヌ

カ……御質問終結シタルモノト認メテ御異
議ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) ソレデハ左様

ニ認メマス、續イテ討論ニ移リタイト思ヒ

マスガ、御異議ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 討論ニ移リマ

ス

○子爵丹橋清實君 私ハ昭和九年度一般會

計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル

法律案ニ付キマシテ、贊成致スモノデアリ

マスルガ、聊カ贊成ニ付キマシテノ趣旨竝

ニ意見、及ビ希望ヲ申述ベタイト思ヒマス、

此法律案ハ九年度豫算ノ不足財源ヲ所謂赤

字公債デ以テ補充スルモノデゴザイマシテ、

而シテ此法案ノ實體デアアル所ノ九年度總豫

算ハ、既ニ去ル九日豫算委員會ヲ通過イ

タシマシテ、本案ハ其善後處置ヲ爲ス重要

ナル法案デアアルノデアリマス、顧ミレバ近

年公債ノ増發ハ年々十億ヲ超過シ、茲二三

年ノ中ニハ總額百億ニ達セムトスル勢デア

リ、豫算ノ膨脹ヲ押ヘントセラルル大藏大

臣ノ必死ノ努力モ四圍ノ情勢ガ之ヲ許サズ、

九年度公債發行豫定額ハ第一次追加豫算計

上ノ分ヲ加ヘマシテ九億五千九百餘萬圓ニ

達シ、之ニ私設鐵道買収及補助公債八百三
十餘萬圓ヲ加ヘレバ十億以上ニ達スルノデ

アリマス、而モ九年度追加豫算ハ或ハ第二

次追加ヲ要スルノデナイカト思ハレル情勢

デアアルノデアリマス、大藏大臣ハ今議會ニ

於テ屢、現在ノ經濟狀況ヲ以テスルナラバ、

九年度増發ノ公債ニ對スル我が經濟界ノ消

化力アリトノ御答辯ヲ繰返シナサレテ居リ

マスルガ、明後年ノ昭和十年ノ以後ノコト

ハ不明デアルトシ、何等安心ノ出來ル御答

辯ガナイノデアリマス、赤字公債ノ原因ハ

申ス迄モナク軍備充實ニ關スル經費ガ重要

ナル關係ヲ以テ居ルモノデ、滿洲事件費ハ

幾分カ將來ハ減少スルト云フ、陸軍軍部當

局ノ御答辯モアリマスルガ、其大部分ハ經

常化スルノデハナイカト考ヘマス、又陸軍

ノ整備費ニシテモ、充實費ニシテモ、海軍

補充計畫ニ要スル經費ニ致シマシテモ、兵

備ノ近代化ト所謂非常時ト稱スル内外ノ情

勢ガ解消イタシマセヌ限り、茲兩三年間ハ

多大ノ減少ヲ期待スルコトガ出來ナイト考

ヘマス、而シテ公債ニ對スル國民ノ負擔力

ガ漸次減少シ、増發公債ノ消化ガ鈍テ參リ

マスルガ如キ情勢ニ立到リマスルナラバ、

茲ニ極端ナル「インフレーション」ヲ來シ、

國際の信用ハ失墜シテ地ヲ拂ヒ、高橋大藏

大臣ノ御言葉ヲ藉リテ申シマスルナラバ、國防ハ最早有名無實トナリ、紙ニ描カレタル國防トナルノデアラウト思ヒマス、茲ニ於テ我々ハ財政計畫ノ根本的確立ヲ要望スルモノデアリマス、而モ國際情勢ガ俄ニ樂觀ヲ許サナイ今日ニ於キマシテ、直ニ財政計畫ノ根本的確立ヲシテ、所謂赤字公債ヲ無クスル、或ハ收支ノ「バランス」ヲ保ツヤウニスルト云フコトハ、到底出來難イコトト存ジマスルガ、赤字公債ノ漸減ニハ我々政府ニ對シ最善ノ努力ヲ望ム者デアリマス、而シテ茲一兩年ノ中ニハ或ハ樂觀カ悲觀カ何レニモセヨ、大體ノ見透シガ付クノデハナイカト思ハレマス、而シテ經濟狀況ノ改善ト國際情勢ノ大凡ノ見透シガ付ク時、即チ財政ノ根本計畫ノ樹立ニ著手セラレル時デアリ、是非共斷行シテ戴キタイノデアリマス、昭和十年ハ私ノ觀ル所ニ依ルト、又政府當局方面ノ色ミノ御意見ヲ參照イタシマスルト、左様ノ時機デハナイカト思ヒマス、又左様ナ時機ガ昭和十年ニハ到來スルノデハナイカト考ヘマス、我々ハソレヲ期待スルノデアリマスルカラ、政府當局ニ於レマシテモ、只今ヨリ十分ノ用意ト、サウシテ御決心ヲ持タレムコトヲ切ニ希望シテ止マナイノデアリマス、以上ヲ以テ私ノ

本案ニ對スル贊成並ニ希望ノ意見ト致シマス

○菅原通敬君 私モ簡單ニ贊成ノ理由ヲ述ベテ贊成ノ意ヲ表シマス、時局ノ財政トシテ歲出ノ増加ヲ見ルコトハ是ハ已ムヲ得ヌコトト見ナケレバナラヌノデアリマスガ、其歲出ノ増加ニ伴フ歲入ノ不足ヲバ總テ公債財源ニノミ之ニ據ルト云フ其ヤリ方ハ甚ダ面白クナイコトデアリマシテ、年々歲々單ニ赤字公債ヲ製造シテ行クト云フヤウナコトハ非常ニ財政ノ基礎ヲ弱カラシムルコトデアリマスカラ、之ニ關シテハ議論ノ多イ所デアリマス、ソレニ關シマシテハ政府ニ對シテ警告ヲ致サナケレバナラヌコトモ、亦希望ヲ致サナケレバナラヌコトモ數ミアルノデアリマススケレドモ、九年度ノ豫算ハ既ニ衆議院ヲ通過シ、又貴族院ノ審議モ正ニ終ラントスル場合デアリマシテ、私モ此豫算ニ付テハ其成立ヲ絕對ニ必要ト考ヘテ居ルノデアリマスカラ、各種ノ問題ハ捨テテ之ヲ留保イタシマシテ、其歲入不足ヲ補填スベキ公債發行ノ權能ヲ與フルト云フ此法律ニ對シテハ無條件ニ贊成イタシマス

○男爵深尾隆太郎君 政府ノ財政政策ニ付キマシテハ豫算委員等ニ於テ色

色論議サレテ居ルコトデアリマスカラ、私モ只今菅原委員ノ言ハレマシタ通り、九年度ノ豫算ニ附隨シテ居リマス此公債發行ノ法案ニ付テハ此儘贊成ヲ致シマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 此外御意見ハゴザイマセヌカ

○佐々木八十八君 此程ヨリ當委員會ニ於テ質疑應答ヲ拜聽イタシマシタ、是ハ萬已ムヲ得ナイモノデアルト認メラレマスノデ、私モ贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス、唯私ハ低利借換ト云フコトヲ主張イタシマス、ソレヲ希望イタシマス、確力四分半以上ト五分利以上ノモノガ償還期限ガ來テ居リマシテ、右償還シ得ルモノガ確力四十數萬圓アルト云フヤウニ聞イテ居リマス、ソレハ四分借換ト云フコトハ容易ナラヌ至難ノコトデアラウトハ思ヒマスルガ、大藏大臣始メ大藏省當局ノ御誠意ト御手腕トニ信賴イタシマシテ、相成ルベクハ速ニ或ハ遂次ニ四分利ニ借換ヲシテ戴キタイ、ト云フコトヲ切ニ望シデ止マナイノデゴザイマス、尙ホ高利ノ外債ガ十億圓位アルヤウニ聞イテ居リマスガ、其中ニ所謂乗換ヲ以テ法人ノ所有ニ歸シテ居ルノガ、確力半分位アルカ知ラヌト思フノデアリマス、ソレモ政府ノ方デ買上ゲ、乗換ト云フヤウナコト

ガ出來ルモノナラバ、成ルベクソレモ速ニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、尤モ爲替關係其他國際關係等ニ付キマシテ、是亦内債ノ四分利借換ト云フコト以上ニ至難ナコトト存ジマスガ、幸ニ現内閣ニ於ケル大藏御當局ノ技倆ト手腕トニ於テハ、非常ニ平素私ハ敬意ヲ表シテ、常ニ此遣リ方ニ付テハ感謝シテ居ルノデアリマスルカラシテ、此際特ニ御留意アラムコトヲ切望シテ止マナイノデゴザイマス、是ハ希望條件トスルノデハアリマセヌ、單ニ私が希望ヲ述ベテ只今申シタ通り此法律案ヲ贊成スル次第デアリマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 御意見ハゴザイマセヌカ……當委員會ニ付託サレマシタ法案全部ニ付テ討論終結シタモノト認メルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 討論終結シタモノト認メマス、續イテ採決ニ移リタイト考ヘマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、御諮リ致シマスガ、採決ノ方法ハ、委員會ガ審議イタシマシタ順序ニ依リマシテ、一ツ／＼採決ヲシテ行キタイ

ト考ヘマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メテ左様イタシマス、昭和九年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、此件ニ付キマシテ採決ヲ致シマス、可決スベキモノト認メルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、可決サレタモノト認メマス、昭和七年法律第一號中改正法律案、此件ニ付テ可決スベキモノト認メルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、可決サレタモノト認メマス、滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案、之ヲ可決スベキモノト認メルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、可決シタモノト認メマス、大藏省預金部特別會計法中改正法律案、此件ニ付キマシテ可決スベキモノト認メルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、可決ニナッタモノト認メマス、當委員會ニ付記サレマシタ法案全部ニ付テ可決スベキモノト認メルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 當委員會ニ付託サレマシタ法案全部可決サレタモノト認メマス、散會イタシマス

午前十時五十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵松平 康昌君

副委員長 西野 元君

委員

子爵舟橋 清賢君

子爵綾小路 護君

男爵井田 磐楠君

男爵深尾隆太郎君

菅原 通敬君

佐々木八十八君

澁澤 金藏君

政府委員

大藏省理財局長 津島 壽一君

大藏書記官 荒川 昌二君

陸軍一等主計正 大内球三郎君

昭和九年三月十三日印刷

昭和九年三月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局